第3回 外来生物法施行状況評価検討会 議事概要

日 時: 令和2 (2020) 年10月22日(木) 14:00~16:30

場 所:オンライン会議

検討委員:

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授

石井 実 大阪府立大学名誉教授(地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長)

磯崎 博司 岩手大学 名誉教授

大野 正人 公益財団法人日本自然保護協会 保護部長

角野 康郎 神戸大学 名誉教授

五箇 公一 国立研究開発法人国立環境研究所 生態リスク評価対策研究室長

戸田 光彦 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹

中井 克樹 滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員

〇村上 興正 元京都大学理学部研究科 講師

村田 浩一 日本大学生物資源科学部 動物資源科学科·野生動物学研究室 特任教授 (獣医学博士)

(※ 五十音順、敬称略、○は座長)

【議事概要】

(1) 第2回会合結果の確認 テーマ2:特定外来生物の防除に関する課題

<第2回検討会でいただいたご意見への主な対応について(資料3)>

- 防除に関する情報の集約について
- ・都道府県の外来生物の取り扱い担当部署の情報や、取組の状況を環境省に報告し集約するためのシステムが必要。
- ・各都道府県でどのような制度、事業があるのかは、すでにアンケート調査が行われている。大事なことは、これらを横並びで見られるように類型ごとに整理・集約し、都道府 県職員が他地域のものを参考にできるようにすること。
 - →都道府県と政令指定都市との連絡網はあるが、それぞれの地域の取組を網羅的に集 約できてはいないので、さらにしっかりと情報収集をしていきたい。(環境省)
- ・都道府県の情報を集約する際、それぞれの取組がどの条例の第何条に基づく権限で行われているのかという情報もまとめておく必要がある。

-防除マニュアルについて

- ・これまでに作られた防除マニュアルをレビューして、分かりにくい点や使いにくい点、 さらに詳しく書くべき点をまとめると良い。また、防除対策の結果の評価をどうすべき か、対象や地域によってどの方法が有効かをレビューした上で、既存のマニュアルに不 十分な点があれば充実させて、それを参考に対策を進められるように考えて欲しい。
- ・都道府県担当者が営農者に農地に侵入した特定外来生物 (特に植物) の取り扱いを説明 する際、担当者の情報や知識が不足しているために十分に説明できないという状況があ

る。営農者にどのように説明すべきかという考え方や指導例を記した都道府県担当者向けのマニュアルの整備が必要。

- 各主体の連携について

- ・草刈りや池の水抜き等の環境整備が、結果として外来種防除に寄与している事例がある。 このような事例を抽出して集められるとよい。例えば、国交省所管の堤防の草刈りでは、 結実前に草刈りをすることでその効果がある。一方、結実後に草刈りをするとかえって 外来種を拡散するおそれがあることや、地域によって結実時期が異なること等にも注意 が必要。
- ・省庁連携について、各省庁が既にやっていることが書かれているのみで具体的に各場所 でどのようなことを今後やるのかが書かれていない。個々の事例について、主導省庁や 各省庁の役割分担について踏み込んだ具体的な議論を行政側でしてほしい。

(2) 外来生物法の施行にかかる課題と対応方針の検討 テーマ3:その他の課題

<特定外来生物以外の外来生物について>

-外来生物に対する対応と考え方について

- ・外来種の中には侵略性の高いものから低いものがあり、これら全てを規制するものではない。一方、侵略性が高いもの全てが特定外来生物に指定できればよいが、そうはいかないものもある。外来生物のすそ野を広げるのであれば、侵略性に基づいて、外来種被害防止リストのカテゴリーのような構造を法律の中に取り込めると良い。
- ・人が管理できるかどうかで外来種の有害性は変わってくる。生物の特性として進化や適 応があるので、有害性は環境や時代が変わることで変化するということを念頭に置いて おく必要がある。
- ・観賞用で積極的に輸入されるような種については、分類体系を基にして国内の種と交雑 のおそれがある種を割り出して一定の歯止めをかけることも必要。

-外来生物法の法的な枠組みについて

- ・外来生物法についても種の保存法と同様に規制対象以外の種への取り組みについて言及できるようにするという方向性には賛成。この際、対象とする範囲が重要になるだろう。「外来生物」の認知度が低いと言わざるを得ないので、種の保存法におけるレッドリストのように、(すでに先行している生態系被害防止外来種リスト等が)社会に浸透することを目指してほしい。
- ・種の保存法では、特定第 1 種、第 2 種のように規制対象種にいくつかのカテゴリーがあり、規制の内容に段階がある。外来生物法でも同じように複数のカテゴリーを設けることの可能性を検討してはどうか。
- ・外来生物法の対象を全ての外来生物とし、その中で最も強い規制がかかる特定外来生物、 それより規制が緩い別のカテゴリーがあるという構造が一般の方には分かりやすいだろ う。この際、外来生物一般に対して何を書くかが難しいが、精神的、訓示的な考え方を 示すことでもそれは重要だろう。

- ・外来種被害防止リストの侵入防止外来種のように、自ら侵入するものを除き、これから 入ってくるおそれのある種をあらかじめ未判定外来生物の枠を拡大して含めることはで きないか。また、国内外来種についても法律の中に含めることを検討してはどうか。
- ・未判定外来生物は国内にいないことが前提であるが、指定時に現状把握が不十分だった ためにすでに国内に存在していた未判定外来生物もおり、これらに対しては全く規制が ない状態が続いている。未判定外来生物の枠組みについては定義を変えるか、なるべく 未判定外来生物に指定しないなどの運用を改めるか、抜本的な見直しが必要。
- ・未判定外来生物は指定されてから 10 年以上そのままのものもあり、法改正の中で今の分類体系に応じたリストの見直しや侵略性の判断をする必要がある。
- ・外来種被害防止行動計画についても法律の中に位置付けられると良い。法定計画とする ことで定期的な更新がされるようになり、またその地域版が努力義務で作られれば都道 府県も動きやすくなるだろう。

<データベースの構築について(参考資料4、5)>

-既存データベースの連携について

- ・国立環境研究所の侵入生物データベースは、マスコミや海外文献等様々な情報を活用して更新するなど順調に運用している。防除における問題点等を集めて防除活動に貢献できるようにするのが今後の課題である。JBIFやGBIFとの連携については、データの取り込みはしている。相互リンクについては今後環境省と議論して進める。
- ・JBIF、GBIF との連携は、行政や一般の方にはハードルが高く難しい。JBIF はほとんどが 博物館の標本情報をもとにしているため、標本を登録してシステムに反映させるまでに 時間がかかる。さらに、博物館の標本だと、外来種については初記録のものは標本で残 されやすいが、定着後の標本が集まりにくい傾向があり、データソースとして有効性が 期待しにくい。むしろ国立環境研究所の侵入生物データベースを充実させた方が有効で はないか。
- ・データベース構造を揃える等、既存の調査データや今後行う調査のデータを JBIF や GBIF に簡単に登録できるような仕組みを環境省で検討してほしい。

-データベースへの情報集約について

- ・最近の手法としてスマートフォンで撮影した画像を AI に認識させるアプリを民間が開発 しており、同定の精度も高い。これが今後有効なツールになってくると思われる。普及 啓発と併せて即効性のある情報収集ができる。
- ・AI による画像解析はヒアリでも行っている。ICT や民間の技術の活用、官民の連携が重要。
- ・環境省で予算をつけて、国立環境研究所で外来種に関する情報集約を 1 本化できないか。
 →現在は各地の博物館で試行中だが、いずれ情報を集約する拠点となるサイトを立ち上げて、効率よくデータを収集できるようにすることを計画している。
- ・一般から情報を集める場合は、精度を保つために提供された情報をスクリーニングする 必要がある。その作業は膨大になるので、覚悟が必要。

-データベースの活用について

- ・特定外来生物が現在分布する場所に加えて、今後侵入が予測されるような場所を侵入生物データベースに示して注意報を出すようなことはできないか。現在県レベルとなっているものを、部分的に拡大して市町村レベルで示せるとなおよい。
 - →国立環境研究所にも GIS 分析の担当班があり、研究ベースでは個別の予測はしている。これを評価、オーソライズする仕組みを作り、データベースに集約していく必要がある。

<普及啓発・教育の推進(参考資料6、7)>

-外来生物に関する教育や普及啓発について

- ・外来生物が何故問題かを理解するためにも生物多様性の主流化が必要であり、そこに力 を入れる必要がある。
- ・学校の先生も含めて教育が必要。先生が生徒に教える際に参考になる優れた資料を環境 省 HP で紹介する等の情報整備ができるといい。文部科学省との連携を進める必要がある。
- →学校で教えてほしいことは他にもいっぱいあるのが現状で、学校教育だけに期待しては いけない。別の手段も考える必要がある。
- ・学校教材にアメリカザリガニを使ってはいけないと言うだけではなく、難しいだろうが、 代替となるものが紹介できるとよい。
- ・TV ドラマでアライグマを飼育している登場人物がいた。メディアに対する放送倫理への対策はしているのか。していないのであれば、踏み込んでほしい。少なくとも、販売等の確実な違法行為に対しては指導ができるだろう。被害防止行動計画にもマスコミへの対応について追記したことを記憶している。
- →個別の番組や放送業界に対して指導をするのは難しい。販売等の違法行為については、 今回のザリガニの規制について通販業者も含めて幅広く注意喚起を行っている。(環境省)

-外来生物問題に対する都道府県の役割について

・国から都道府県担当者等の行政ルートでの指導をもっとしっかりとする必要がある。都 道府県が、その役割として市町村の事情に合わせて対策を考えられるような方向性を示 す必要がある。特に地方環境事務所がリーダーシップをとって頑張ってほしい。

(3) その他

<今後の進め方>

-外来生物法見直し検討会について

- ・具体的な制度の検討については別途見直しの検討会が設置されるようだが、これは法律 や物流の有識者等の専門家で構成されるのか。また、改正案は公表されて小委員会にか かるのか。さらに、国交省は検討会に入らないのか。
- →まだ詳細は決まってはいないが、事務局としての環境省、農水省が中心となり、専門家 にも意見をいただくという形を考えている。検討会に関する情報は全て公開していく予 定。(環境省)

・外来生物法見直し検討会には農林水産業被害の専門家も入ることになっている。農林水 産業被害を出している種も含めて環境省と農水省の共管となっている特定外来生物は少 ないので、ぜひ共管種を増やして生業者の視点からも適切に取り扱えるよう農水省には 積極的に外来生物法を利用してほしい。

くその他>

- ・特定外来生物に指定したことによる効果のレビューの場がない。指定の見直し(解除を 含む)も含めて検討する場が必要ではないか。
- →各分類群のグループ会合がその場になると考えている。(環境省)
- ・0IE (国際獣疫事務局) の野生生物衛生に関する Web 会議が世界中の獣医行政官を対象に 開催され、家畜や人の健康を守るためには、まず生態系の保全を考えなければという方 針に全員が賛同した。日本もついていく必要がある。
- ・国際連携については、ヒアリ対応をきっかけに日中韓の連携を日本がリードして進めている。国際植物防疫条約に関する議論についても環境省で情報収集をしている。コロナやヒアリも国際的なサプライチェーンとグローバル資本主義の構造的な問題。この図式を包括的に捉えて対策を考えるのが政策的に重要。

以上